

障害福祉サービス等事業者への光熱費等の高騰に伴う支援について

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格や物価が高騰している状況に鑑み、区内障害福祉サービス等事業者に対し、利用者が安心してサービスを受けられる環境の維持を目的として、令和4年9月までに文京区障害福祉サービス等事業者物価高騰対応事業支援給付金（以下「区支援給付金」という。）を支給したところである。

この度、東京都が令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金交付要綱を制定したことから、同要綱に基づく補助金（以下「都補助金」という。）を活用し、区支援給付金の対象外であった障害福祉サービス等事業者に対して支援給付金を支給する。

2 対象

区支援給付金の対象外であり、令和4年7月から9月までのいずれかの月にサービス利用者の実績があり、申請時点でサービスを実施している事業所

(1) 訪問系サービス及び相談系サービス 31事業所

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）

(2) 通所系サービス事業所 1事業所

（児童発達支援）

3 支援内容

原油価格及び物価の高騰に伴う影響に対し、対象事業所における令和4年10月から令和5年3月までの間として、以下の支援を各事業所に行う。

(1) 訪問系サービス及び相談系サービス事業所

1事業所当たり4万円

(2) 通所系サービス事業所

1事業所当たり4千円に定員数を乗じた額

※当該事業所は食事提供、送迎サービス提供無し。

4 スケジュール

令和5年1月19日（木）	対象事業所へ周知開始
1月23日（月）	対象事業所からの申請受付開始
2月中旬	支援給付金を支給開始

5 その他

(1) 本支援実施に当たり、都補助金を活用予定（東京都から区への間接補助による）。

なお、区支援給付金に要した費用のうち、都補助金の対象となる部分についても補助申請予定。

(2) 介護保険サービス事業所に対しては、東京都が直接、支援金を給付する。